

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

環境局	(19年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>7. リサイクル業務の委託事務について (5) 結果及び意見 ①指摘事項</p> <p>業務委託は仙台市契約規則に基づき、1,000千円以上の契約は競争入札とすることが原則であるが、リサイクル事業の特殊性と業務委託先がある程度限定される業務もあり、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約とする場合が多い。結果として、リサイクル推進課所管の契約52契約中、概ね7割の35件が特命随意契約となっている。なお、年額5百万円を超え、金額的に重要と判断される契約は平成18年度で11件あり、内7件が特命随意契約であり、プラスチック製容器包装再商品化業務契約を除き、最近4年間で委託先の変更が生じていない。このような状況の下では、委託料水準が適正であるか毎年慎重に検討することが必要となる。</p> <p>例えば、JFE環境㈱に特命随意契約で委託されているプラスチック製容器包装選別業務について、単価の見直しは毎年実施されているものの、同社に対して選別業務を委託した当初に詳細な積算を実施した後は、単純に前年の契約単価を積算値とする状況が続いている。当該委託業務は、既に平成12年の事業開始から6年経過しており、かつ委託金額自体も3億円以上と重要な契約である。よって、当初委託先を決定した時と同水準の詳細な積算を少なくとも2～3年に一度は実施し、業務委託料の適正水準の確認と確保を図っていく必要がある。</p>	<p>特命随意契約で業務委託を行っているリサイクル事業の委託料については、業務内容、予定処理量や人員、労務・燃料単価等を考慮した積算を毎年行うこととし、平成23年度から実施している。</p>	